

公立大学法人長野県立大学の中期目標の期間における業務の実績に
関する評価に係る実施要領（案）

令和6年6月13日 制定

公立大学法人長野県立大学評価委員会

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。）第78条の2の規定及び公立大学法人長野県立大学の評価に関する基本方針（令和元年6月18日公立大学法人長野県立大学評価委員会決定）に基づき、公立大学法人長野県立大学（以下「法人」という。）に係る中期目標の期間における業務の実績に関する評価について、必要な事項を以下に定める。

1 評価の目的

中期目標の期間終了時において、中期計画の達成状況を法人が調査・分析して、自己評価を行った業務実績報告書等に基づき、当該中期目標の期間における業務全体について総合的な評価を行うことにより、業務運営の改善・充実に資することを目的とする。

2 評価方法（全般的事項）

- (1) 評価は、別表1の評価項目について、別表2の評価基準により行うことを基本とする。
- (2) 中期計画の各項目の中期目標の期間の達成状況を確認する（以下「項目別評価」という。）とともに、法人の実績全体についての総合的な評価（以下「全体評価」という。）は、項目別評価の結果を踏まえ、法人の中期計画の達成状況の全体について総合的に評価することを基本とする。
- (3) 評価の視点は、「大学の教育・研究等の質的向上」、「大学経営の改善の促進」とする。

3 評価の手順

評価は以下のとおり行うものとする。最終的な評定は、評価委員の合議により、意見をまとめ、評価を行うものとする。

(1) 項目別評価

ア 小項目別評価

- ・評価委員会は、法人から提出された業務実績報告書等について、法人関係者からヒアリング等により検証を行う。
- ・また、法人の自己点検評価の結果を踏まえて、達成状況を別表1に定める中期計画の小項目ごとに、別表2に定める評価基準により、「s、a、b、c、d」の5段階で評価を行う。
- ・なお、法人による自己点検評価の結果と評価委員会による評価の結果が異なる場合には、その理由を示すとともに、必要に応じて、大学の教育・研究等の質的向上、大学経営の改善の促進につながるよう、特筆すべき点や計画の達成状況が不十分な点等についてもコメントを付すものとする。

イ 大項目別評価

評価委員会は、小項目別評価結果を踏まえ、別表1に定める大項目ごとに、別表2に定める評価基準により、中期計画の達成状況について、「S、A、B、C、D」の5段階で評価を

行う。

(2) 全体評価

評価委員会は、全体評価を実施するに当たり、大項目別評価の結果を踏まえ、別表2に定める評価基準により、中期計画の達成状況の全体について総合的に評価を行う。その際、法人の活動全体について記述式で評価を行う。

(3) 参考意見書

法人の業務運営の改善や教育研究の質の向上に活かすため、評価委員会が必要と認める場合には、評価委員の法人への期待や要望を、評価結果報告書とは別に、参考意見書としてとりまとめ、評価委員会が法人に提出することができる。この場合において、評価委員会は、参考意見書を公表するものとする。

4 評価結果の決定手順

- (1) 評価委員会は、その審議を通じて項目別評価及び全体評価を取りまとめ、評価結果の原案を作成する。
- (2) 評価委員会は、評価結果の原案を法人に通知する。
- (3) 評価委員会は、法人から評価結果の原案に対する意見の申し出がある場合は、当該意見について、検討の上、評価結果を確定する。
- (4) 評価委員会は、評価結果を法人に通知するとともに、知事に報告する。
- (5) 知事は、(4)の報告を受けたときは、その旨を議会に報告し、評価結果を一般に公表する。

5 評価の実施体制

評価業務の円滑な推進のため、必要に応じて評価委員において役割分担して業務を実施させることができるものとする。

6 その他

評価委員会は、評価結果等を基に、必要に応じてこの要領の見直しを行うことができる。
なお、この要領に定めのない事項については、評価委員会が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年6月13日から施行する。

別表1：期間評価における評価項目

評価区分	評価の対象、内容等
小項目別評価	<p>中期計画の第2から第6の最小項目として記載されている各事項の中期目標の期間の達成状況</p> <p>※中期計画の第7から第12に係る実績は、全体評価の参考情報として用いる。</p>
大項目別評価	小項目別評価を踏まえた中期計画における5つの大項目（11区分）ごとの達成状況
	1 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 【教育に関する事項】 (1)人材育成の方向
	2 (2)入学者の受入れ
	3 (3)教育の質の向上
	4 (4)学生への支援
	5 【研究に関する事項】
	6 【地域貢献に関する事項】
	7 【国際交流に関する事項】
	8 業務運営に関する目標を達成するためとるべき措置
	9 財務内容に関する目標を達成するためとるべき措置
	10 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置
11 その他業務運営に関する目標を達成するためとるべき措置	
全体評価	項目別評価を踏まえた中期計画全体の達成状況

別表2：期間評価における評価基準

評価区分	評定	評価の基準	評価の目安※
小項目別評価	S	中期計画を大幅に上回って達成している	特に優れた実績を上げている (評価委員会が特に認める場合)
	a	中期計画を達成している	中期計画を達成している (100%以上)
	b	中期計画を概ね達成している	概ね中期計画を達成している (80%以上 100%未満)
	c	中期計画を十分には達成していない	中期計画を十分には達成していない (80%未満)
	d	中期計画を大幅に下回っている	業務の大幅な改善が必要
大項目別評価	S	中期計画の達成状況は優れている	特に優れた達成状況にある (評価委員会が特に認める場合)
	A	中期計画の達成状況は良好である	良好な達成状況にある (すべて b 以上)
	B	中期計画の達成状況は概ね良好である	概ね達成している (b から a の割合が 80%以上 100%未満)
	C	中期計画の達成状況はやや不十分である	十分には達成していない (b から a の割合が 80%未満)
	D	中期計画の達成状況は不十分である	業務の大幅な改善が必要 (評価委員会が特に認める場合)
全体評価		中期計画の達成状況は優れている	中期計画全体の達成の状況について、大項目別評価から総合的に勘案し、評価
		中期計画の達成状況は良好である	
		中期計画の達成状況は概ね良好である	
		中期計画の達成状況はやや不十分である	
		中期計画の達成状況は不十分である	

※「評価の目安」は、評価に当たり判断の目安を示したものであり、実績・成果の水準に加え、計画の難易度、外的要因、取組の経緯・過程等、総合的に勘案して評価する。